

書 評

問うべきだとの主張に示されている。そしてこの説得力を高めるために、氏は具体的な事例を丹念に追うとともに、全国データや幅広い領域の先行研究にも目配りをきかせている。研究書に求められる「抑制的な記述」をとることにも氏は懐疑的だ。本書は問題を順序立てて解明しようという構成になってはいるものの、各パートの結びつきは緩やかであり、考察部分での記述には推論も多い。

近年、種々の教育問題への対応という

要請から学校臨床や教育臨床といった領域に関心が集まっているが、本書はこの新たな学問領域のあり方、さらには学校と教育科学研究の連携を考える上で、多くの点で論争的である。本書をきっかけに、教育社会学も含めた教育科学研究のあり方について活発な議論が展開されることを望みたい。

◆四六判 256頁 本体2,800円

東京大学出版会 2000年9月刊

■ 書 評 ■

ましこ・ひでのり [著]

『たたかいの社会学—悲喜劇としての競争社会—』

帝塚山学院大学 薬師院 仁志

本書の視角は、「たたかい」という切り口を領域横断的に適用することにより、近代社会で展開される諸現象を独自の見地から捉えようとするものである。この着眼点と切り口自体は、的確かつ興味深いものである。問題は、そこからどのように論を進めていくのかという点にある。本書の論旨を私なりに要約すると、次のようになる。①近代社会では、「たたかい」に勝った側が実力や権威や正統性を認められ、時には権力を付与される。②しかし、現実の「たたかい」は不公平かつ不合理に満ちており、恣意的な判定やルールがまかり通っているばかりでなく、しばしばゲーム内容自体が無意味であったり、単なる運によって勝敗が左右される場合も多い。③にもかかわらず、結果として〈勝者〉の位置につい

た者が敗者たちを不当に支配し、その結果、現実の近代社会は対等でない上下関係での不当な抑圧／被抑圧関係に満ちている。

書名は『たたかいの社会学』であるが、その内容の大部分は③の問題に主照準している。すなわち、近代社会の様々な領域に観察される、支配／被支配、搾取／被搾取、差別／被差別の不当な関係を告発し尽くすことが、本書の目的であるかのようなのである。ただし、悪い奴が不公平で差別的なのが悪いのだという、単純な犯人批判が目指されているわけではない。本書は、あくまでも、不合理な現状を構造的に告発することを目指している。しかしながら、問題状況の指摘は妥当であっても、それに対する告発の仕方は、非常に表層的な次元に留まっ

ているといわざるをえない。すなわち、「一方的権力関係」「社会の権威主義的構造」「長老支配」「男性至上主義」「権威主義的偶像」といった定型化した言辞を連呼しているに過ぎないのである。しかも、時として、その声高な告発には、論理的一貫性が全く欠けていたりする。

「国家権力による無実の被疑者の起訴」を批判する文脈では、たとえ嫌疑自体が晴れた場合でも、被告に対して「『決定的証拠をつかまなかったにすぎなくて、やつはクロだ』という社会の暴力的視線」が生み出されてしまう点を問題視し、「刑事訴訟法の『うたがわしきは被告人の利益に』という到達点は空洞化」していると論じている。だが、その一方で、女性に対する男性からの性犯罪を審理する法廷のあり方を批判する文脈では、「男性がわに全然落ち度がなかったことを論証するのが被告弁護側の責務」であると述べ、「『うたがわしきは被告人の有利に』という原則がここでも悪用されるのだ」と論じている。後者の文脈では、自らに全然落ち度がなかったことを論証するのは、被告側の「責務」だというのである。そして、これが「責務」である以上、それを果たせなかった被告を無罪にしてしまうことは誤りであり、「うたがわしきは被告人の有利に」という原則の「悪用」だというわけである。これは前者での指摘と明らかに矛盾する。自分の無実を証明するのが被告側の「責務」だなどというのは、冤罪の温床を形成する態度に他ならないであろう。

要するに、冤罪被害者や性犯罪被害女

性等、弱者／少数者／被抑圧者の側から「たたかい」の現状を告発するという著者の態度は一貫しているが、論理性には欠け、場当たりの告発内容を列挙することに終始しているのである。

別の箇所では、「医師／患者が、自己治癒／人生のまくひきのパートナーではなくて、指導者と帰依者、管理者と保護対象といった身分関係」であることを告発している。そして、その論拠の一つとして「煮沸消毒／抗生物質／抗癌剤などに代表される『滅菌』志向がヒトの自己治癒力を過小評価した『自然制圧』観であることは、否定できない」という点を挙げているのである。ここでも、患者と医師との不当な身分関係を告発するという立場は貫かれているが、告発の仕方は場当たりのである。確かに、人間の治療を工業製品の修理のように扱う医療は問題であろう。しかし、我が子が重篤な細菌感染に冒されたとき、「私は自己治癒／人生のまくひきのパートナーなので抗生物質は投与しません」と医師に言われて納得する親がいるであろうか。あるいは、それに納得しないような親は、自然制圧観の共犯者であると言うのであろうか。

著者の論法は、とにかく強者／権力者／多数派／支配者に対する思想的な「たたかい」に勝つために、相手を自分の土俵に引きずり込み、恣意的な判定を一方的に浴びせているという印象さえ受ける。このような論法は、著者の悪意に起因するものではなく、逆に力強い善意と正義感に由来しているのであろう。もちろん、著者自らが支配者や強者になり